

## 配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出の手続き

今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「申出書」を提出してください。

### ◎ 申出期間

**令和2年4月24日(金)から4月30日(木)まで**

※令和2年4月30日(金)を過ぎても「申出書」を提出することはできます。

### ◎ 申出書に必要な書類

「申出書」には、配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。

- ・婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書
- ・保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

※令和2年4月27日以降に今お住いの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等に支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。

### ◎ ご注意

- ・「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へは連絡しますが、「申出書」に記入された、今お住いの住所等の情報は知らせません。
- ・特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。
- ・詳細につきましては、今お住いの市区町村にお問合せください。